

NPO法人の方へ 事業支援ローンの利子を補給します

市内を本拠地とするNPO法人の運営を支援するため、NPO法人向け事業支援ローンを利用する際の利子の一部を補給します。

▶NPO法人として認証を受け、次の要件を満たす方。①市内に主たる事務所がある、②市内、または隣接する武蔵野市、府中市、調布市、小金井市、杉並区、世田谷区に事業所を有している、③市内の金融機関に同融資を申し込み、実行されている

◆**利子補給の対象額** 同融資額のうち500万円以内

◆**交付額** 支払った約定利息に0.6%を乗じ貸付利率で除した額

◆**補給期間** 同融資の償還開始日から5年以内

※平成28年中に支払った利子が対象。

申 問 3月10日(金)までに生活経済課(第二庁舎2階) ☎内線2544へ

※必要書類などは市ホームページでご確認ください。

「女性、若者／シニア起業家支援資金」利用者に利子を補給します

▶市内に住所(法人は本店所在地)を有し、次の要件を満たす方。①市内で同資金の融資を受けた、②市内で新たに事業を始めようとしている、または同融資を受けた時点で開業後1年未満、③市民税または法人市民税(法人市民税課税前の場合は、その代表者の市民税)を滞納していない

◆**利子補給の対象額** 同融資額のうち700万円以内

◆**交付額** 支払った約定利息の2分の1(融資利率上限2.5%)

◆**補給期間** 同融資を受けた日から2年以内

※平成28年中に支払った利子が対象。

申 問 3月10日(金)までに生活経済課(第二庁舎2階) ☎内線2544へ

※必要書類などは市ホームページでご確認ください。

65歳超雇用推進助成金

高齢者の安定した雇用の確保のため、定年の引き上げなどの取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。くわしくは(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ [HP](http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/subsidy_suishin.html)http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/subsidy_suishin.htmlをご覧ください。

問 同機構東京支部窓口サービス課 ☎03-5638-2284



税金

私道非課税扱いの申告

1月1日時点で次の条件を全て満たす私道は、申告によって平成29年度以降の固定資産税・都市計画税が非課税扱いとなります。

◆**対象** ①幅員が1.8m以上、②起点、終点が公道に接続、またはそれに準じるもの(行き止まりの私道であっても当該道路のみによって接道している建築物が2戸以上存在する場合は対象)、③使用上の制約を設けず、広く不特定多数の方が利用している、④道路の形態が整い、道路敷地が明確である、⑤求積図(土地の面積を測量した図面)などによって私道部分が特定できる

申 問 1月31日(火)までに資産税課(市役所2階28番窓口) ☎内線2366へ

※すでに非課税扱いを受けている私道については、申告の必要はありません。



国保・年金

1月31日(火)は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期(第7期)です

納期内納付にご協力ください。

◆**納付は便利な口座振替で**

申 納税通知書、通帳またはキャッシュカード、口座届出印を納税課(市役所2階25番窓口)、市政窓口、指定金融機関へ

問 同課 ☎内線2417(口座振替)・☎内線2433(納税相談)

※勤め先の健康保険に加入した場合は、保険課または市政窓口での国民健康保険脱退の手続きが必要です。



子育て・教育

お子さんが誕生したら 児童手当・マル乳の申請を

◆**児童手当**

中学生以下のお子さんを対象に、保護者の所得に応じて、1人につき月額15,000円または5,000円を、申請月の翌月分から支給します(3歳以上は手当額が変わります)。申請が出生月の翌月になる場合は、出生の翌日から15日以内であれば申請月分から支給します。

※公務員は勤務先で申請してください。

◆**マル乳(乳幼児医療費助成制度)**

0歳～就学前のお子さんの医療費(保険診療分)の自己負担額を全額助成します。児童手当と同時に申請できます。

申 いずれも申請書を子育て支援課(市役所4階43番窓口)、市政窓口へ

※申請書は同課、市政窓口で配布。くわしくは、みたか子育てねっとホームページ [HP](http://www.kosodate.mita-ka.ne.jp/shien/jyosei/)<http://www.kosodate.mita-ka.ne.jp/shien/jyosei/>をご覧ください。

問 同課 ☎内線2753

奨学生を募集します

①「塚田・太田奨学資金」

②「ヒカリ興業奨学基金」

▶都内在住で①高等学校・専修学校高等課程・高等専門学校などに進学を希望し、学資の調達が困難な方、②高等学校・専修学校高等課程・高等専門学校・大学・短期大学・専修学校専門課程などに進学を希望し、学資の調達が困難な20歳未満の方

◆**給付金額** ①50,000円(公立・私立とも同額)、②大学など＝年240,000円、高校など＝年150,000円

申 問 三鷹市社会福祉協議会 ☎46-1108へ

日本政策金融公庫 国民生活事業「国の教育ローン」

高校、大学などへの入学または在学生の保護者向けの教育ローンです。くわしくは、お問い合わせください。

◆**融資金額** 1人当たり350万円以内

◆**利率** 年1.81%(平成28年11月10日現在)

問 教育ローンコールセンター ☎0570-008656、市生活経済課 ☎内線2542

西児童館 乳幼児のおそびひろば

◆**乳幼児タイム**

申 開館日の午前9時～午後1時

◆**サークルタイム**

申 月～土曜日午前11時30分～正午

◆**乳幼児の日スペシャル(1月)**

申 アスレチックで遊ぼう!＝25日(水)午前10時から、1月生まれのお誕生会＝31日(火)午前11時30分から

申 いずれも当日会場へ

問 同館 ☎31-6039

東児童館の催し

◆**乳幼児親子ひろば**

申 ①わくわくランド＝1月16日～2月3日の月・火・金曜日午前10時～午後2時、②ひよこランド＝1月18・25日・2月1日の水曜日午前10時～午後1時

人 ①就学前のお子さん、②1歳までのお子さん

申 当日会場へ

◆**ママヨガ講座**

申 1月31日(火)午後1時30分～2時30分

人 1歳未満のお子さんと母親20組

講 ヨガインストラクターの平手紘子さん

物 スポーツタオル

申 1月24日(火)午前9時から直接または電話で同館 ☎44-2150へ(先着制)

問 同館 ☎44-2150

おもちゃの病院

申 三鷹市消費者活動センター運営協議会

申 所 消費者活動センター＝1月18日、2月1・15日の水曜日、リサイクル市民工房＝1月28日、2月25日の土曜日、いずれも午後1時～3時

申 特殊部品などの交換は実費

申 当日会場へ

問 同センター ☎43-7874

星と森と絵本の家の催し

申 ①絵本リレー＝1月18日(水)午後3時30分から、②街頭紙芝居＝21日(土)午前11時30分から、午後1時から、③ICU留学生のおはなし会＝21日午後1時30分から、2時30分から、④絵本のおはなし「冬の空」＝25日(水)午後2時から、⑤星のおはなし＝28日(土)午後2時から、⑥絵本のおはなし「とくいわざ」＝2月1日(水)午後2時から、⑦むかしあそびの日「紙人形遊び」＝4日(土)午後2時から、⑧草木染めワークショップ＝5日(日)午前10時～正午、12日(日)午前10時30分～午後3時(全2回)

人 ⑧小学生以上の方20人(小学4年生以下は保護者同伴)

申 ⑤500円

物 ⑧エプロン、ゴム手袋、長靴、昼食、持ち帰り用袋

申 問 ①～⑦当日会場へ、⑧1月18日(水)午前10時から直接または電話で同施設 ☎39-3401へ(先着制)

市立小・中学校書初作品展

市立小・中学校の児童・生徒が書いた書き初めの代表作品を展示します。

申 市立小・中学校教育研究会、市教育委員会

申 1月24日(火)～2月3日(金)午前8時30分～午後5時(土・日曜日を除く。3日は4時まで)

申 市役所1階市民ホール

申 期間中会場へ

問 指導課 ☎内線3242

小学校図画作品展

市立小学校の児童が制作した代表作品を展示します。

申 市立小・中学校教育研究会、市教育委員会

申 1月25日(水)～28日(土)午前9時30分～午後4時30分(28日は3時まで)

申 芸術文化センター

申 期間中会場へ

問 指導課 ☎内線3242

※自家用車での来場はご遠慮ください。

自転車事故・交通災害に遭ったときのために「ちょこっと共済」に加入しましょう

問 道路交通課 ☎内線2884

ちょこっと共済(東京都市町村民交通災害共済)は、住民が会費を出し合い、交通事故に遭ったときに見舞金を受けられる助け合いの制度です。

◆**二つの選べるコース** (Aコース) 年額1,000円 最高300万円の見舞金 (Bコース) 年額 500円 最高150万円の見舞金

◆**加入期間** 4月1日～平成30年3月31日

◆**申込期間** 2月1日(水)から

◆**申込場所** 市役所1階(みずほ銀行三鷹市役所出張所)、市政窓口、指定金融機関

※加入申込書付きパンフレットは、2月中旬に全世帯に配布します。

※4月1日以降に加入した場合は、「会費支払日の翌日～30年3月31日」が加入期間です。

路面凍結による自転車事故にご注意!

1・2月は、路面の凍結や積雪による事故が多い季節です。

自転車は交通ルールとマナーを守り安全運転を心掛けましょう。

◆**自転車安全利用五則**

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

② 車道は左側を通行

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④ 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止／夜間はライトを点灯／交差点での信号順守と一時停止・安全確認

⑤ 子どもはヘルメットを着用

問 道路交通課 ☎内線2883

